

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
なし	<p>項目名：啓発及び交流 主 体：県 内容等 県民の障害に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、啓発活動及び交流の機会の提供その他必要な施策を講ずる。</p>	<p>相互理解を促進するための啓発や交流の促進 障害者への偏見や差別は、障害に対する理解及び関心の希薄、障害に関する知識の不足に起因する。このため、障害に関する理解の促進を図るための広報活動や交流の機会の提供などの施策を講ずることが必要である。</p>
<p>(医療) 第十条 県は、障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、医療機関等と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：医療 主 体：県 内容等 障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努める。</p> <p>市町村及び医療機関と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずる。</p>	<p>適切な医療提供 障害者の心身の状況のみに応じた治療等ではなく、障害者の性別や年齢、障害の状態、生活の実態等に応じて、適切な医療が提供されることが望ましい。</p> <p>早期発見、早期治療の推進 障害の原因となる傷病を早期に発見するため、先天性代謝異常検査や乳幼児検診などの検査態勢の充実を図るとともに、乳幼児検診などの実施により市町村と連携して障害の原因の早期発見、診断、相談、療育等を進めることが重要である。</p>
<p>(教育) 第十一条 県は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するための福祉教育を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：教育 主 体：県 内容等 障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を講ずる。</p> <p>障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進する。</p>	<p>適切な教育の場の提供 障害者が生き生きと個性を発揮し、自身の能力や特性を伸ばしていくためには、適切、かつ、十分な教育や学習の場を用意し、インクルーシブ教育を推進することが重要である。</p> <p>交流及び共同学習の推進 障害者と障害者でない者の相互理解を促進し、共生社会の実現を進めるためには、県民が障害について正しく理解することが大切であるため、幼児の段階から相互に交流し、又は共同学習を進めることが重要である。</p>
<p>(就業機会の確保等) 第十二条 県は、障害者がその能力に応じて適当な職業に就くことができるようにするため、職業能力の開発及び向上の促進、就業の機会の確保その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：雇用及び就労 主 体：県 内容等 障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相</p>	<p>多様な就業の機会の確保等 障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保することが重要である。 また、障害者の雇用を進めるうえで、大切な職業相談や職業訓練などは障害者の個々の特性に配慮したものでなければならない。</p>

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
	<p>談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>障害者の雇用及び就労について、事業主の理解を高めるとともに、障害者の職場定着を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>就労後の職場環境の整備 障害者が就労した後、長く務めることができるよう、職場環境の整備などを促進することは、障害者の自立と社会参加を推進するため重要である。</p>
<p>(相談) 第十三条 県は、障害者に関する福祉、医療、教育等の相談業務を総合的に行うための諸条件の整備に努めなければならない。</p>		<p>現行条例に規定する、相談(第13条)、施設の整備(第14条)、在宅障害者への支援(第15条)、福祉従事者の確保(第17条)については、障害者の自立と社会参加の促進ための規定であるが、これらの事項は、障害者総合支援法、障害者雇用促進法などに別途規定されており、法律に基づき施策を進めることで、条例の目的は十分達成できると見込まれるため、残す必要性は薄れている。</p>
<p>(施設の整備) 第十四条 県は、障害者の障害の種別及び程度に応じ、社会福祉施設等社会福祉事業に係る施設が総合的に整備されるよう努めなければならない。</p>		
<p>(在宅障害者への支援) 第十五条 県は、障害者が安心して居宅における日常生活を営むことができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>		
<p>(福祉従事者の確保) 第十七条 県は、障害者の福祉に関し専門的知識又は技能を有する者の養成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>		
<p>(障害者の自主的な活動の促進) 第十六条 県は、障害者自らが障害者のために行う相談、生活指導その他の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。</p>		
<p>(ボランティア活動) 第十八条 県は、すべての県民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、障害者の福祉に関するボランティア活動を実践することができるような環境を醸成するよう努めなければならない。</p>	<p>県において、「県民ボランティア運動推進のための指針(H11.4)」「NPOとの協働を推進するための基本方針(H15.11)」を定め、障害者福祉も含めたボランティア活動を実践することができる環境の醸成を進めており、規定として残す必要性が薄れている。</p>	

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

現行の規定	内容(案)	見直しの考え方
<p>(公共交通機関の利用)</p> <p>第十九条 県は、障害者が公共の交通機関を容易に利用することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：公共交通機関の利用</p> <p>主 体：県</p> <p>内容等</p> <p>障害者が公共の交通機関を安全に、かつ、安心して利用することができるようにするために必要な施策を講ずる。</p>	<p>公共交通機関の安全安心な利用促進</p> <p>自動車を運転しない障害者にとって、電車やバス、タクシーなど公共交通機関を安全に、かつ、安心して利用できる環境は、障害者の自立と社会参加を促進するために重要である。</p>
<p>(文化活動等)</p> <p>第二十条 県は、障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、障害者の国際友好親善に資するための施策を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：文化芸術活動</p> <p>主 体：県</p> <p>内容等</p> <p>障害者が障害の状態にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講ずる。</p> <p>前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>障害者の文化芸術活動等の充実</p> <p>障害者や障害者でない者が、地域において共に文化芸術活動やスポーツなどに親しむことができる環境を整備することは、相互理解を促進するとともに、障害者の生活の生きがいとなり積極的な社会参加につながるため、重要である。</p>
<p>(啓発及び情報の提供)</p> <p>第二十一条 県は、県民が障害者について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 県は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関し、障害者に対し、障害の種別に応じた適切な情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>		<p>啓発は、別条に移行した。</p> <p>県からの情報提供は、すべての人にやさしく、分かりやすく伝えるためのユニバーサルデザイン化を事業レベルで進めており、障害者に対しても、より適切な情報提供が進められることが見込まれるため、規定として残す必要性が薄れている。</p>
<p>なし</p>	<p>項目名：防災</p> <p>主 体：県</p> <p>内容等</p> <p>県は、障害者が地域社会において安全に、かつ、安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を講ずる。</p>	<p>災害その他の非常事態への対応</p> <p>自力避難の困難な障害者に対し、防災対策の推進を図ることで、障害者が地域において安全安心に生活ができる環境を整備することは重要である。</p>